

11のアンチ・ドーピング規則違反について

- 1 採取した尿や血液に禁止物質が存在すること
- 2 禁止物質・禁止方法の使用または使用を企てること
- 3 ドーピング検査を避ける、拒否、実行しないこと
- 4 居場所情報関連の義務を果たさないこと
- 5 ドーピング・コントロールを妨害
- 6 または妨害しようすること
- 7 正当な理由なく、禁止物質・禁止方法を持っていること
- 8 禁止物質・禁止方法を不正に取引し、入手しようとする
- 9 アスリートに対して、禁止物質・禁止方法を使用
- 10 または使用を企てる
- 11 アンチ・ドーピング規則違反を手伝い、促し、共謀し、関与する、または関与を企てる
- 12 アンチ・ドーピング規則違反に関与していた人とスポーツの場で関係を持つこと
- 13 ドーピングに関する通報者を阻止したり、通報に対して「報復」すること

都道府県薬剤師会アンチ・ドーピングホットライン

全国の薬剤師会では「アンチ・ドーピングホットライン」を設置し、薬に関する情報提供を行っています。お問合せは原則として記録が残るようにFAXでお願いします。

名 称	FAX
ほっかいどう・おくすり情報室	011-831-6133
青森県薬剤師会 薬事情報センター	017-743-7075
岩手県薬剤師会 くすりの情報センター	019-653-4592
宮城県薬剤師会 くすりの相談室	022-391-6630
秋田県薬剤師会 くすり 110 番	018-835-2576
山形県薬剤師会 薬事情報センター	023-625-3970
福島県薬剤師会 薬事情報センター	024-549-2209
茨城県薬剤師会 くすりの相談室	029-306-8040
栃木県薬剤師会 薬事情報センター	028-658-9847
群馬県薬剤師会 薬事情報センター	027-223-5308
埼玉県薬剤師会 情報センター	048-825-0700
千葉県薬剤師会	043-248-0646
東京都薬剤師会 薬事情報課	03-3295-2333
神奈川県薬剤師会 薬事情報センター	045-751-4460
新潟県薬剤師会 薬事情報センター	025-281-7735
富山県薬剤師会 くすり相談	076-420-5451
石川県薬剤師会 薬事情報センター	076-223-1520
福井県薬剤師会 薬事情報センター	0776-61-6561
山梨県薬剤師会 薬事情報センター	055-254-3401
長野県薬剤師会 医薬品情報室	0263-34-0075
岐阜県薬剤師会 ぎふ薬事情報センター	058-247-5757
静岡県薬剤師会 医薬品情報管理センター	054-203-2028
愛知県薬剤師会 薬事情報センター	052-971-2889
三重県薬剤師会 薬事情報センター	059-225-4728

FAX用紙
ダウンロードは
こちらから ➡



都道府県薬剤師会アンチ・ドーピングホットライン

全国の薬剤師会では「アンチ・ドーピングホットライン」を設置し、薬に関する情報提供を行っています。お問合せは原則として記録が残るようにFAXをお願いします。

名 称	FAX
滋賀県薬剤師会 薬事情報センター	077-563-9033
京都府薬剤師会 薬事情報センター	075-525-2332
大阪府薬剤師会 薬事情報センター	06-6947-5487
兵庫県薬剤師会 薬事情報センター	078-341-6099
奈良県薬剤師会 薬事情報センター	0742-24-1291
和歌山県薬剤師会 薬事情報センター	073-424-3353
鳥取県薬剤師会 薬事情報センター	0859-38-5758
島根県薬剤師会 情報センター	0852-26-5358
岡山県薬剤師会 薬事情報センター	086-225-2645
広島県薬剤師会 薬事情報センター	082-567-6050
山口県薬剤師会 事務局	083-924-7704
徳島県薬剤師会 薬事情報センター	088-625-5763
香川県薬剤師会 会當薬局県庁北	087-833-2132
愛媛県薬剤師会 おくすり相談窓口	089-921-5353
高知県薬剤師会 情報センター	088-820-5010
福岡県薬剤師会 くすりなんでもテレホン	092-281-4104
佐賀県薬剤師会 薬事情報センター	0952-23-8941
長崎県薬剤師会 薬相談窓口	095-848-6160
熊本県薬剤師会 医薬情報センター	096-285-8248
大分県薬剤師会 薬事情報センター	097-544-8060
宮崎県薬剤師会 薬事情報センター	0985-29-8127
鹿児島県薬剤師会 薬事情報センター	099-202-0569
沖縄県薬剤師会 おくすり相談室	098-963-8937
日本薬剤師会 消費者薬相談窓口	anti-doping@nichiyaku.or.jp

検査の手順

権利

- 検査室にはコーチやトレーナーなど成人1名、必要に応じて通訳者を連れて行くことができる。
- 未成年は成人の同伴が必要
- 検査中、不審に思った点や気になることがあった場合、コメントとして記録に残すことができる。



1 検査通告を受けたら「通告書」にサインをする

2 複数の採尿カップから1つを選ぶ

3 同性のDCO立会いのもと採尿する
ズボンなどはしっかりと下ろし、尿がアスリートの身体から直接出ていることがわかるようにする

4 複数のサンプルキットから1つを選ぶ
選んだ検査キットに不審な点(傷や開封された形跡など)がないことを確認する

5 尿を2つの検査ボトルに移し、しっかりとラフをしてDCOに提出する
自分の検査情報が関連機関に共有されることを確認する

6 検査書類の内容にまちがいがないことを確認する
自分の検査情報が関連機関に共有されることを確認する

7 「公式記録書」に署名して検査終了

Anti-Doping Guide

アンチ・ドーピングガイド



ドーピングについて

基本のはなし

2016年リオ・オリンピックからゴルフが正式種目として復帰し、今後国民スポーツとしての関心が高まる中、トップアスリート、それをを目指す皆さんはいつどこでドーピング検査を受けることになるか分かりません。オリンピックをはじめスポーツにおけるフェアプレーの具体的なかたちのひとつが「アンチ・ドーピング」にはなりません。アスリートの皆さんにおいては、アンチ・ドーピングについて正しく理解し、常に最新の情報を得ることが重要です。

ドーピングとは 競技能力を高めるために禁止されている物質や方法で薬物などを使用することです。以下の理由で禁止されています。

- 1 スポーツの価値を損なう**
2 フェアプレーの精神に反する

- 3 アスリートの健康を害する**
4 反社会的行為である

ドーピングは禁止です!!

ルールでは毎年1月1日に更新される禁止表国際基準で禁止されている物質や方法を使用し、それらの使用を隠したりすることがドーピングです。ドーピング検査で、禁止物質が検出されれば、治療目的であっても、また本人にその意図がなくても制裁が課せられることがありますので、ルールをよく理解しましょう。



ドーピングについて

くわしく知ろう

ドーピング検査とは?

尿や血液を採取し、これを世界アンチ・ドーピング機構(WADA)認定分析機関で禁止物質の有無を分析します。対象となる競技者は、ドーピング検査に協力する義務があります。

ドーピングの検査には2種類の検査があります。

- ①競技会検査**
(In-Competition Test, ICT)

- ②競技会外検査**
(Out-Of Competition Test, OOCT)

競技会検査 (ICT)とは…

競技会(時)に行われる検査で、すべての禁止物質と禁止方法が対象となります。検査対象は、優勝者や成績上位者だけでなく、参加者全員からランダムに選ばれることもあります。

競技会外検査 (OOCT)とは…

JGAが指定した検査対象者登録リスト掲載競技者(RTP/TP)や国際大会に出場するような選手を対象にした事前通告のない、いわゆる「抜きうち検査」です。競技会外検査では、禁止表の「常に禁止される物質と方法」が対象となります。RTP/TPに指定された選手には、居場所情報を提出する義務があります。

ドーピング規則違反になると…

検査において「陽性」結果となると、世界アンチ・ドーピング規程並びに日本アンチ・ドーピング規程に則り、成績抹消や各団体(男女ツアーア・各地区ゴルフ連盟・学連・高ゴ連・日本パブリック協会・新聞社など)が主催する競技への参加資格停止とJGA主催競技においては、日本アンチ・ドーピング規程により2年または4年間の参加資格停止処分となり、同時に競技者の氏名が公表されます。

●資格停止期間中は、ゴルフに関する他の活動(合宿参加・講演・指導など)もできません。

18歳未満で参加する選手の「競技者親権者同意書」について

検査対象競技の大会初日に18歳未満で参加する選手は「競技者親権者同意書」フォームを日本アンチドーピング機構(JADA)Webサイトより入手し、親権者の署名済みの同意書を大会に携行してください。検査の対象となった18歳未満の競技者は、親権者の署名済みの同意書を検査員に提出してください。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができなかった場合、検査後7日以内にJADA事務局へ郵送にて必ず提出してください。

うっかりドーピング

日常生活で使う薬や薬局で買える薬、健康食品やサプリメントの中に禁止物質を含むものがあり、その中でも風邪薬による「うっかり」違反が多いとされています。よくある違反で、治療目的であっても禁止物質の入った薬を使用するとアンチ・ドーピング違反になります。病院で治療を受ける際や薬局で医薬品を購入する場合には、自分がアスリートであり「ドーピング検査の対象となる可能性があること」「禁止物質が含まれていない薬を処方してもらうこと」をアンチ・ドーピングに詳しい医師や薬剤師に伝えておくことが必要です。

TUE(治療使用特例)

『禁止物質・方法』を治療目的で使用したいアスリートが申請して認められれば、特例としてその『禁止物質・方法』が使用できる手続きです。TUEが認められなかった場合に、その『禁止物質・方法』の使用を続けることは、アンチ・ドーピング規則違反となります。下記4つの「承認条件」を確認したうえで、十分注意して手続きを行ってください。手続きについては、JADA Webサイト(<https://www.playtruejapan.org/medical-staff/request/>)を参照してください。原則としてTUEが必要な大会の30日前までに申請する必要があることも、覚えておいてください。

- ①適切な臨床的証拠に基づく診断であること。
- ②健康を取り戻す以上に競技力を向上させない。
- ③他に代えられる治療方法がない。
- ④ドーピングの副作用に対する治療ではない。

こんなところに注意が必要です!

注意 風邪薬について

市販の「総合感冒薬(風邪薬)」には禁止物質であるエフェドリン類を含むものが多く、特に注意が必要です。禁止物質を含まない薬がありますので、医師に自分がドーピング検査の対象となる可能性があることを伝え、症状に応じてアンチ・ドーピングに詳しい医師から適切な処方を受けてください。

例 似たような名前の市販薬で処方が異なる薬に注意!

ストナリニZ	→	○ 使用可
ストナイビージェル	→	✗ (メチルエフェドリン)
バプロン鼻炎カプセルZ	→	○ 使用可
バプロン鼻炎カプセルSα	→	✗ (ソイドエフェドリン)

名前全体が完全に一致することを確認しましょう。

漢方薬について

漢方薬は「生薬」のためはっきりしない成分がたくさん含まれており、1つ1つの成分が禁止物質かどうか特定するのが困難であるため使用しないように気をつけましょう。

花粉症薬について

糖質コルチコイドの注射や内服薬は、競技会検査ではアンチ・ドーピング規則違反ですが、点眼薬・点鼻薬については、TUE申請なしで使用することができます。内服薬や点鼻薬に禁止物質が含まれていることが多いので、成分を確認しましょう。

ぜんそくの薬について

ぜんそくの薬には禁止物質が多く注意が必要です。使用できる薬剤の種類に注意し、TUE申請が必要になる薬が多いので、ぜんそくの方は必ずアンチ・ドーピングに詳しい医師に早めに相談してください。

重要 「糖質コルチコイド(痛み止め注射)」使用について

競技会(時)における糖質コルチコイド(ステロイドの一種)は、2022年1月1日からすべての注射経路、経口使用(口腔内(頬、歯肉、舌下等)を含む)、経直腸使用はすべて禁止です。

日常的に「痛み止め注射」を使用している場合、薬剤の種類によっては1ヶ月近く体内に残留するため、競技会時のドーピング検査で禁止物質として検出される可能性があり、アンチ・ドーピング規則違反に問われることになります。また、薬剤によっては1ヶ月近く体内に残留する種類もあり、特に長期間効果のある種類の薬剤を使う場合が多いため、使用には十分注意が必要です。

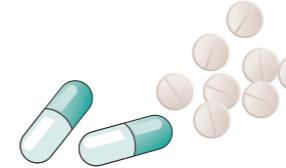
詳しい情報は、JADA Webサイトを参照。

(下記URLまたは右図QRコード)

<https://www.playtruejapan.org/medical-staff/check/>

薬について 知る調べる

右記のWebサイトや、裏面の「都道府県薬剤師会アンチ・ドーピングホットライン」に相談して、成分を確認しましょう。



薬の成分を検索する!

Global DRO

検索



くわしい薬剤師(スポーツファーマシスト)に相談する!



薬が使用可能か調べる!

使用可能薬リスト

検索

日本スポーツ協会では、「アンチ・ドーピング使用可能薬リスト」を公開しています。リストの有効期間を確認の上、参照してください。

ドーピングのFAQ

Q1

禁止物質・禁止方法を教えてください

禁止物質・禁止方法は、世界アンチ・ドーピング機構(WADA)の禁止表に掲載されており、次の3つに分類されています。

- ①常に禁止される物質と方法(競技会(時)および競技会外)
- ②競技会(時)に禁止対象となる物質と方法
- ③特定競技において禁止される物質

WADAの禁止表(禁止物質のリスト)は毎年(1月1日)更新されます。詳しくはJADA Webサイトで最新の禁止表を参照してください。

Q4

市販の薬にも禁止物質は含まれていますか?

市販の風邪や鼻炎の薬には禁止物質が含まれているものが多く注意が必要です。一部の漢方薬にも麻黄を含むものがあり、麻黄には競技会(時)および競技会外禁止物質のエフェドリンが含まれています。また、市販の胃腸薬の中には競技会(時)禁止物質の興奮薬ストリキニーネ(ホミカ)を含むものもあります。強壮剤の一部には(競技会(時)および競技会外)禁止物質のメチルテスステロン(蛋白同化薬)等が含まれています。

Q5

サプリメントはどのようなものなら安全ですか?

最近はサプリメントに関連したアンチ・ドーピング規則違反が目立ちます。海外で市販されているサプリメントの中には、禁止物質を含むものが少なくありません。

サプリメントは医薬品とは異なり、成分をすべて表示する義務はなく、完全に安全な製品を示すことは難しいのが現状です。国内のサプリメントの安全性については、JADAが示した「スポーツにおけるサプリメントの製品情報公開の枠組みに関するガイドライン」に基づき、日本分析センターがスポーツサプリメント製品の情報を公開しています。また、海外でいくつか認証システムがあります。リスクを軽減するには、これらの情報を参考してください。ただし、これらは製品の完全なる安全を保障するものではなく、あくまで自己責任となります。

Q3

治療のために医師から薬を処方されていますが、大丈夫ですか?

病気の治療薬にも禁止物質があります。

たとえば、(1)糖尿病治療薬のインスリン(2)ぜんそく治療薬のベータ2作用薬(3)痛風治療薬のプロペネシド(4)高血圧治療薬の利尿薬・ベータ遮断薬(特定競技のみ)などです。処方される薬については主治医から良好説明を受けて、薬物名を記録しておきます。なお、薬品に関する問合せ先は、裏面の「アンチ・ドーピングホットライン」を参照してください。

Q6

治療のためにどうしても禁止物質を使用しなければならないのですが?

治療のために禁止物質がどうしても必要な場合には、治療使用特例(TUE)を申請します。所定の用紙(TUE申請書)に確認書と医療情報を添えて申請し、審査で許可されれば(承認書が送られる)、使用できます。

ただし、当該疾患に対する適応治療であり、禁止物質以外の物質に代えられる治療方法に限定されています。TUE申請書類は、JADAへ提出します。なお、国際大会に参加する競技者は国際競技連盟などに提出する必要がありますので、JGAに問合せてください。